

中野市

市民文化系施設個別施設計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年8月 策定

令和5年3月 改定

令和6年3月 改定

長野県中野市

目次

第1章 個別施設計画策定の背景、目的と位置づけ	
1 計画策定の背景と目的	1
2 公共施設等総合管理計画と個別施設計画との関係	1
第2章 個別施設計画の対象施設、計画期間	
1 対象施設	2
2 計画期間	2
第3章 個別施設計画を取り巻く現状と課題	
1 市有施設の状況	3
2 施設の管理運営に掛かる経費及び利用状況	4
3 基本的な方針	5
4 「今後の方針」について	5
第4章 対策の優先度の考え方	
1 対策の優先度の考え方	6
2 対策の実施方法	6
第5章 個別施設の状態等	
1 建物健全度の把握	7
2 部位の重要度係数	7
3 現況劣化度の算出	8
4 現況劣化度による対策内容	8
5 建物健全度の程度	9
6 設置目的等	10
第6章 対策内容と実施時期	
1 対策内容の考え方	10
2 改修・修繕の整備方針	12
3 対策の優先度	13
4 対策費用	13

第1章 個別施設計画策定の背景、目的と位置づけ

1 計画策定の背景と目的

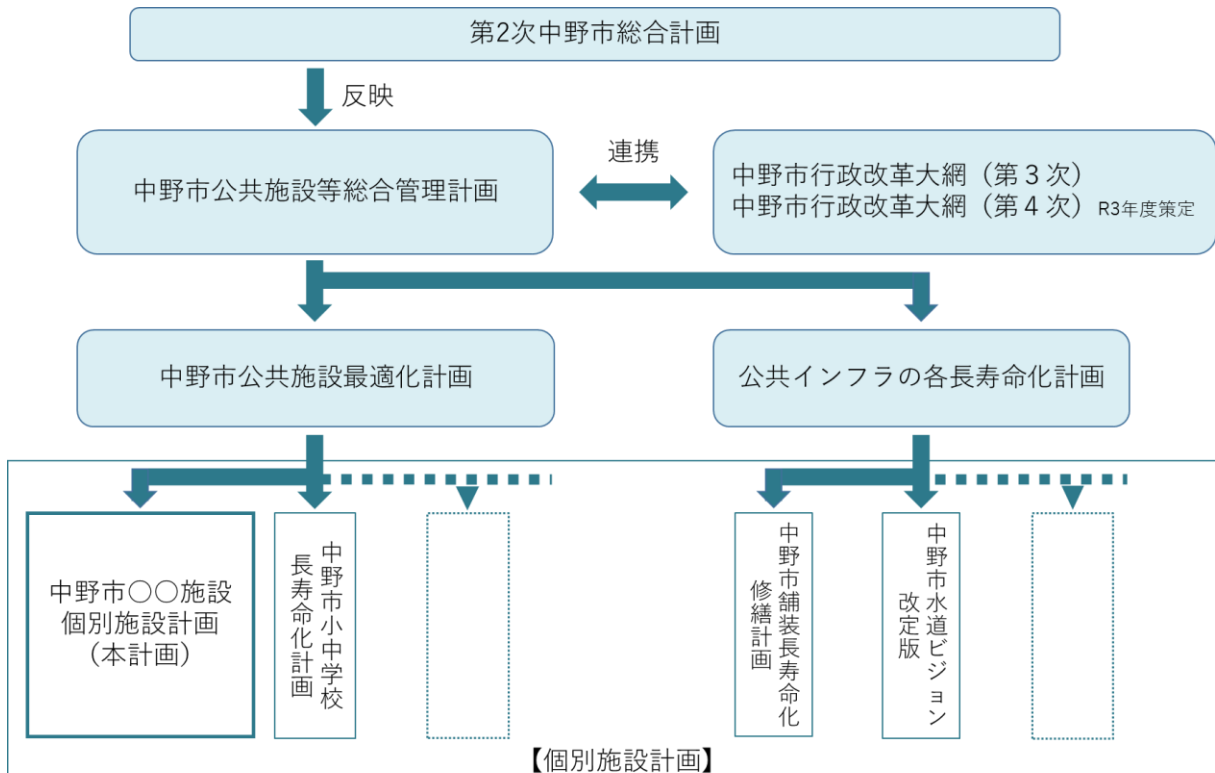
本市では、平成28年4月に長期的な視点に立って公共施設等の最適化を進めていくための基本的な方向性を示す「中野市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を定めました。この計画に基づき、平成29年4月に策定した「中野市公共施設最適化計画」（以下、「最適化計画」という。）では、必要な機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効果的・効率的な公共施設等のあり方を実現できるよう取組を進めるため、総合管理計画で目標とした平成28年度から令和7年度の間延床面積ベースで20%縮減に向けて、公共施設の具体的な再配置を定めました。

2 公共施設等総合管理計画と個別施設計画との関係

本計画の「中野市市民文化系施設個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）では、公共施設の最適化に向けた取組を行うため、最適化計画で定めた今後の方向性の実行計画を目的とし、公共施設を将来にわたって適正に管理していきます。

このため、公共施設の安全性や健全性などを確認するための点検診断を実施し、劣化状況の確認を行い、今後かかる修繕等を計画的に管理する予防保全によって費用の低減などさまざまな取組を実施します。

本計画は、最適化計画の下位計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の体系における本市の個別施設計画に該当します。



第2章 個別施設計画の対象施設、計画期間

1 対象施設

本計画で対象とする施設は、最適化計画の「第1章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 公共施設の保有状況」の大分類「市民文化系施設」を対象とし、施設類型ごとに記述します。

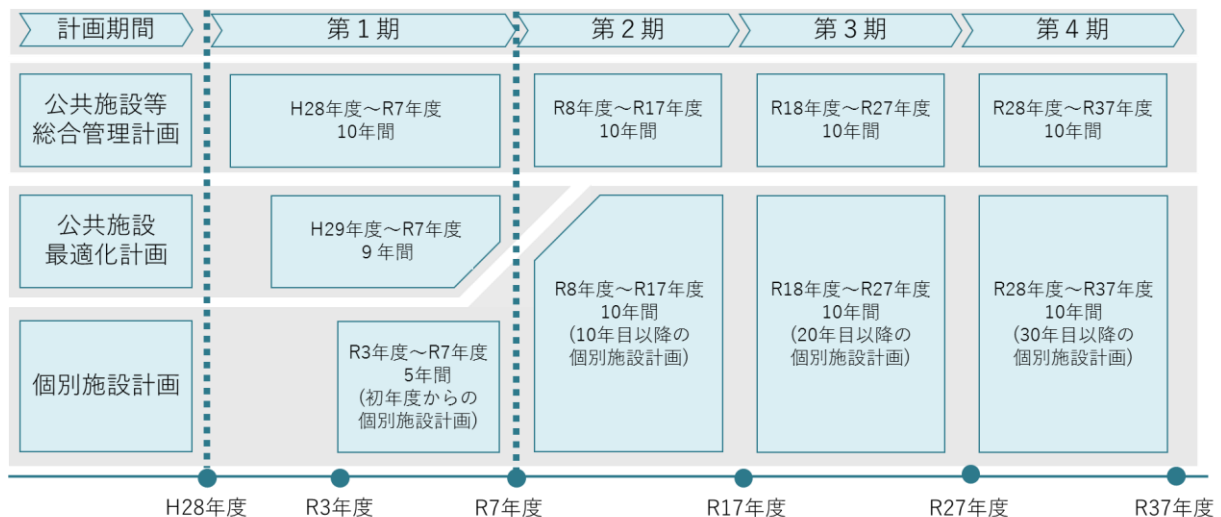
表：対象施設一覧表

施設類型	施設名	供用開始年	最適化計画（H27.4） 延床面積	所管部署
集会・文化施設	中央公民館	S51	3,426.13 ㎡	中央公民館
	北部公民館	S62	1,526.76 ㎡	北部公民館
	豊田公民館永田地区館	H16	84.43 ㎡	豊田公民館
	南永江地区地域交流センター	H16	403.77 ㎡	農業振興課
	人権センター	S53	441.50 ㎡	人権・男女共同参画課
	人権センター南部集会所	S59	194.16 ㎡	
	豊田人権センター	S51	381.03 ㎡	
	市民会館	S44	3,618.73 ㎡	文化スポーツ振興課
	西部文化センター・西部公民館	H3	1,622.14 ㎡	西部公民館
	豊田文化センター・豊田公民館	H9	1,906.30 ㎡	豊田公民館

2 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である最適化計画（総合管理計画）の計画終了年度とあわせ令和3年度から令和7年度までとします。

また、公共施設の計画的な施設管理には長期的に取り組む必要があることから、第1～4期に分け、第2期以降、10年ごとに個別施設計画の見直しを行います。（既存計画等に追い進めるものは、この限りではありません）



第3章 個別施設計画を取り巻く現状と課題

1 市有施設の状況

平成27年4月1日現在で本市が保有する公共施設は286施設、505棟、延床面積（総量）は214,518.60㎡となります。最も広いのは学校教育系施設で92,245.86㎡（43.0%）、次いでスポーツ・レクリエーション系施設17,924.32㎡（8.95%）、子育て支援施設で16,814.73㎡（8.4%）になります。

公共施設の多くは、昭和40年代から平成にかけて建設されました。築50年以上を経過する建物も32棟あり、生産年齢人口が減少する中、全ての建物を更新することは難しい状況です。

表：ストック情報一覧表（集会・文化施設）

施設名	耐震	棟名	建築年	構造	階数	延床面積
中央公民館	有	本館	S51	RC	3/0	1,874.89 ㎡
北部公民館	有	本館	S62	S	2/0	1,519.86 ㎡
	有	倉庫	H10	LS	1/0	6.90 ㎡
豊田公民館永田地区館	有	永田窓口サービスステーション	H16	S	1/0	84.43 ㎡
南永江地区地域交流センター	有	南永江地区地域交流センター	H16	W	2/0	403.77 ㎡
人権センター	有	人権センター	S53	W	1/1	441.50 ㎡
人権センター南部集会所	有	人権センター南部集会所	S59	W	2/0	194.16 ㎡
豊田人権センター	(未)	豊田人権センター	S51	S	2/0	381.03 ㎡
市民会館	無	市民会館棟	S44	SRC	3/0	3,329.47 ㎡
	(未)	機械室棟	S43	S	1/0	280.05 ㎡
	(未)	便所棟	S47	CB	1/0	9.21 ㎡
西部文化センター・西部公民館	有	本館	H3	S	2/0	1,611.68 ㎡
	有	外便所	H3	CB	1/0	10.46 ㎡
豊田文化センター・豊田公民館	有	豊田文化センター・豊田公民館	H9	SRC	2/0	1,906.30 ㎡

※(未)は、耐震診断未了の意

※延床面積は最適化計画（H27.4）のもの

2 施設の管理運営に掛かる経費及び利用状況

表：管理運営経費情報一覧表（集会・文化施設）

施設名	歳入（千円）				歳出（千円）				
	補助金	使用料 手数料	その他	計	光熱水 費	維持 保全費	使用料 賃借料	人件費	計
中央公民館	0	542	28	570	2,464	31,041	355	44,417	78,277
北部公民館	0	49	26	75	1,129	7,334	0	10,916	19,379
豊田公民館永田地区館	0	0	0	0	0	162	0	1,094	1,256
南永江地区地域交流センター	0	0	0	0	0	136	0	5,260	5,396
人権センター	4,724	0	116	4,840	942	3,485	432	16,130	20,989
人権センター南部集会所	0	0	0	0	171	199	0	64	434
豊田人権センター	2,864	0	0	2,864	325	952	0	3,873	5,150
市民会館	0	2,991	0	2,991	5,085	15,531	0	6,892	27,508
西部文化センター・西部公民館	0	45	107	152	1,714	11,302	0	13,092	26,108
豊田文化センター・豊田公民館	0	299	35	334	2,407	8,263	0	9,846	20,516

※H28～H30年のデータの平均値を使用しています

表：施設利用者情報一覧表（集会・文化施設）

施設名	年間開館日数	利用者数	稼働率	利用者1人 当たりコスト	床面積1㎡ 当たりコスト
中央公民館	355日	45,071人	100.0%	1,736円/人	22,847円/㎡
北部公民館	358日	23,102人	47.9%	838円/人	12,692円/㎡
豊田公民館永田地区館	359日	1,509人	11.2%	832円/人	14,876円/㎡
南永江地区地域交流センター	365日	2,534人	12.1%	2,129円/人	13,364円/㎡
人権センター	359日	8,987人	37.6%	2,335円/人	47,540円/㎡
人権センター南部集会所	359日	1,049人	39.5%	413円/人	2,235円/㎡
豊田人権センター	359日	1,627人	14.7%	3,165円/人	13,515円/㎡
市民会館	359日	70,431人	46.5%	390円/人	7,601円/㎡
西部文化センター・西部公民館	358日	24,226人	79.0%	1,077円/人	16,094円/㎡
豊田文化センター・豊田公民館	359日	17,639人	56.5%	1,163円/人	10,762円/㎡

※H28～H30年のデータの平均値を使用しています

3 基本的な方針

公民館等は、現状の機能を維持し、利用者の利便性、サービスの向上に繋がるよう、複合化や効果的な施設運営を検討することとしています。

また、特定の団体や個人など、受益者が限られている施設は、その団体等に譲渡します。市民会館については、リノベーションによる改修を行い、長寿命化を図ります。

施設の縮減目標（延床面積ベース）	
総量の0.5%分	約1,000m ²

4 「今後の方針」について

令和3年度からの施設の方針を「機能（ソフト）」と「建物（ハード）」に分けて、それぞれ検討します。

各方針については、施設の健全度や施設機能、利用状況などを考慮しながら、今後の方針を設定します。

施設	方針	内容
機能 (ソフト)	現状維持	公共施設の機能として維持
	複合化	複数の機能を持つ施設に変更
	統合	同じ機能の施設を一つに集約
	廃止	公共による事業の終了
	転用	施設の機能を異なる機能に変更
	移転	施設の機能を他の施設に移転
	検討継続	施設のあり方の検討
建物 (ハード)	現状維持	施設を維持
	取壊し	施設を解体
	建替え・新設	施設を解体し、新たに建替え又は新設
	改修	施設の改修と修繕
	譲渡・貸付	施設を譲渡又は貸付
	返還	施設を所有者へ返還
	検討継続	施設のあり方の検討

表：公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	施設名	棟名	最適化計画 (H27.4) 延床面積	今後の方針		縮減面積	完了 予定	R6.3現在 延床面積	取組の内容
				機能	建物				
集会・文化 施設	中央公民館	本館	1,874.89㎡	現状維持	現状維持		-	1,874.89㎡	
		陶芸窯	-	現状維持	現状維持		-	40.00㎡	(産業振興系から分類変え)
		(旧) 勤労者青少年ホーム	-	現状維持	現状維持		-	795.18㎡	(産業振興系から分類変え)
		(旧) 働く婦人の家	-	現状維持	現状維持		-	716.06㎡	(産業振興系から分類変え)
	北部公民館	本館	1,519.86㎡	現状維持	現状維持		-	1,519.86㎡	
		倉庫	6.90㎡	現状維持	現状維持		-	6.90㎡	
	豊田公民館永田地区館	永田窓口サービスステーション	84.43㎡	現状維持	現状維持		-	84.43㎡	
	南永江地区地域交流センター	南永江地区地域交流センター	403.77㎡	廃止	譲渡		R6	403.77㎡	
	人権センター	人権センター	441.50㎡	現状維持	現状維持		-	441.50㎡	
	豊田人権センター	豊田人権センター	381.03㎡	移転	検討継続		R6	381.03㎡	あり方の検討
	市民会館	市民会館棟	3,329.47㎡	現状維持	現状維持	△651.11㎡	R5	3,980.58㎡	R5年度に増築(リノベーション)
	西部文化センター・西部公民館	本館	1,611.68㎡	現状維持	現状維持		-	1,611.68㎡	
		外便所	10.46㎡	現状維持	現状維持		-	10.46㎡	
	豊田文化センター・豊田公民館	豊田文化センター・豊田公民館	1,906.30㎡	現状維持	現状維持		-	1,906.30㎡	

表：H27年4月1日からR6年3月末までに縮減した面積

施設類型	施設名	棟名	最適化計画 (H27.4) 延床面積	機能	建物	縮減面積	完了 予定	R6.3現在 延床面積	取組の内容
集会・文化 施設	人権センター南部集会所	人権センター南部集会所	194.16㎡	廃止	譲渡	194.16㎡	R1	0.00㎡	民間へ譲渡
		機械室棟	280.05㎡	廃止	取壊し	280.05㎡	R3	0.00㎡	
	市民会館	便所棟	9.21㎡	廃止	取壊し	9.21㎡	R3	0.00㎡	

第4章 対策の優先度の考え方

1 対策の優先度の考え方

個別施設の状態（施設の損傷及び部材や材料の劣化の状況やその要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、重要性等を考慮し、対策の優先度を明確にします。ただし、優先度については、施設の今後の方針や施設状況、社会情勢から、総合的に判断しながら柔軟に対応します。

〔優先度の考え方〕

- ① 本計画 第3章 表：公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- ② 建物健全度の程度（第5章に記載）
- ③ 設置目的等（第5章に記載）
- ④ 利用状況（第3章に記載）

2 対策の実施方法

本計画に基づき定期的に点検・診断、修繕を行い、施設の継続的な維持管理を実施するため、計画、実行、検証、改善のPDCAサイクルにより安全で快適な施設の維持管理に努めます。

第5章 個別施設の状態等

1 建物健全度の把握

各施設の建物健全度については、各施設の劣化状況を「現況劣化度」として定量化します。

建築物の各部の劣化状況は、施設調査カルテにより現地における目視調査を主体とし、下表のとおり4段階で評価基準とそれぞれの評価点を定めます。

劣化状況評価は、「中野市公共施設保全ガイドライン」に基づき評価します。

この点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるように必要な措置を講じます。

目視による評価基準		劣化状況 評価点
A評価	概ね良好	10点
B評価	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	40点
C評価	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上・機能上の低下の兆しが見られる。	70点
D評価	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある。	100点

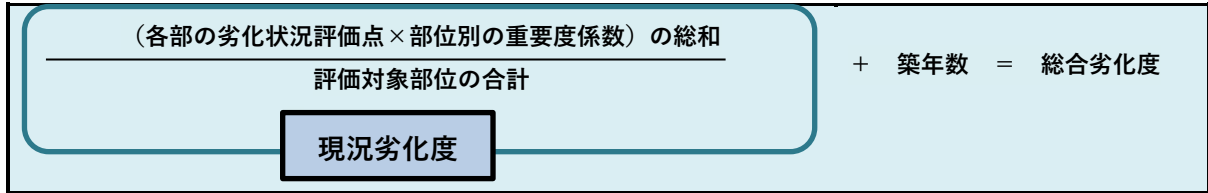
2 部位の重要度係数

部位により建築物の安全性もしくは機能性に及ぼす影響が異なることから、財団法人建築保全センター発行の「ライフサイクルコストデータベース（H31年度版）」の分類を参考とし、屋根・屋上、外壁は長寿命化に資するため、特に躯体を保護する重要な部位とし、部位ごとの重要度係数を次の4段階で評価します。

部位		重要度係数	判断基準
1 屋根・屋上	(屋根)	1.00	特に安全性に関わる
2 外壁	(外壁)	1.00	特に安全性に関わる
3 外部開口部	(外部建物)	0.50	計画保全が望ましい
4 内部仕上げ	(内部、内部建物)	0.25	適正に維持管理
5 電気設備	(電力、受変電、電力貯蔵・発電、通信・情報、通信・情報(防災)、中央監視、避雷・屋外、自動制御)	0.75	計画保全にすべき
6 給水設備	(給排水衛生、消火、ガス)	0.75	計画保全が望ましい
7 排水設備	(給排水衛生)	0.75	計画保全が望ましい
8 空調設備	(空調、排気、排煙)	0.75	計画保全にすべき
9 その他設備(EV等)	(昇降機その他)	0.50	計画保全が望ましい
10 外溝	(外構)	0.25	適正に維持管理

3 現況劣化度の算出

評価する部位ごとに、1 で求めた評価点に重要度係数を掛け合わせ、合計した後、評価の対象部位数で割った値を現況劣化度として算出します。



4 現況劣化度による対策内容

現況劣化度、築年数、施設の状況等に基づき、必要な対策を講じます。

区分	現況劣化度	築年数	施設の状況等	対策内容
I	40点以上	60年以上	構造躯体及び設備等の劣化が著しく、施設機能の維持が困難な施設	建替（集約・解体）
II	30点以上	40年以上	構造躯体及び設備等の劣化が見られるが、保全による施設機能の回復が見込める施設	長寿命化改修
III	20点以上	20年以上	構造躯体及び設備等の劣化状況に応じた保全が必要な施設	中規模修繕
IV	20点未満	20年未満	構造躯体及び設備等はほぼ健全であり、維持保全を行う施設	維持保全

5 建物健全度の程度

表：劣化状況評価結果一覧表（集会・文化施設）

施設名 棟名	劣化状況評価結果																				現況劣化度		
	屋根・屋上	外壁	外部開口部	内部仕上げ		外構	電気設備						空調設備			給水設備		その他設備					
				内部建物	外部建物		電力	受変電	電力貯蔵・発電	通信・情報	通信・情報（防災）	中央監視	避雷・屋外	自動制御	空調	排気	排煙		給排水衛生	排水設備		消火	ガス
中央公民館																							
本館	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	C	C	A	A	A	B	15.50
陶芸窯	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	6.50
(旧) 勤労者青少年ホーム	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	C	C	A	A	A	A	14.00
(旧) 働く婦人の家	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	C	C	A	A	A	A	14.00
北部公民館																							
本館	B	C	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	18.50
倉庫	A	A	A	A	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.75
豊田公民館永田地区館																							
永田窓口サービスステーション	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	6.50
南永江地区地域交流センター																							
南永江地区地域交流センター	B	C	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	16.50
人権センター																							
人権センター	C	B	C	C	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	B	-	26.25
豊田人権センター																							
豊田人権センター	C	D	A	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	22.50

※給排水衛生・消火・ガスの評価は、施設調査カルテの給水設備・排水設備の評価から低いものを表記しています。そのため、表記の現況劣化度と劣化度計算の結果が一致しない場合があります。

6 設置目的等

施設名称	設置目的
中央公民館	各種講座を開設し、地域住民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与する。
北部公民館	
豊田公民館永田地区館	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を図る。
南永江地区地域交流センター	地域材の啓発と利用拡大を図るほか、地域住民のコミュニティー活動の助長や交流の場。
人権センター	社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業及び人権教育の推進を行う。
豊田人権センター	
市民会館	市民の福祉増進と文化の向上を図る。
西部文化センター・西部公民館	各種講座を開設し、地域住民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与する。又、市民の文化の振興及び福祉の増進を図る。
豊田文化センター・豊田公民館	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を図る。

第6章 対策内容と実施時期

1 対策内容の考え方

公共施設等の機能を維持するうえで必要となるメンテナンスは、施設の規模、設置環境、利用状況等によって大きく異なり、過度な対応は管理経費の増大を招き、過小な対応は機能の維持や利用者の安全確保に支障を来す可能性があります。

維持管理に当たっては、各施設の設置環境や利用状況を分析し、将来必要となる機能や、それを維持し続けるためのメンテナンスサイクルを構築するための管理基準として、今後も維持する公共施設については「中野市公共施設保全ガイドライン」に基づき、非木造施設は80年、木造施設は60年を目標使用年数として、定期的な点検、診断を実施し、計画的な維持補修によって長寿命化を推進します。

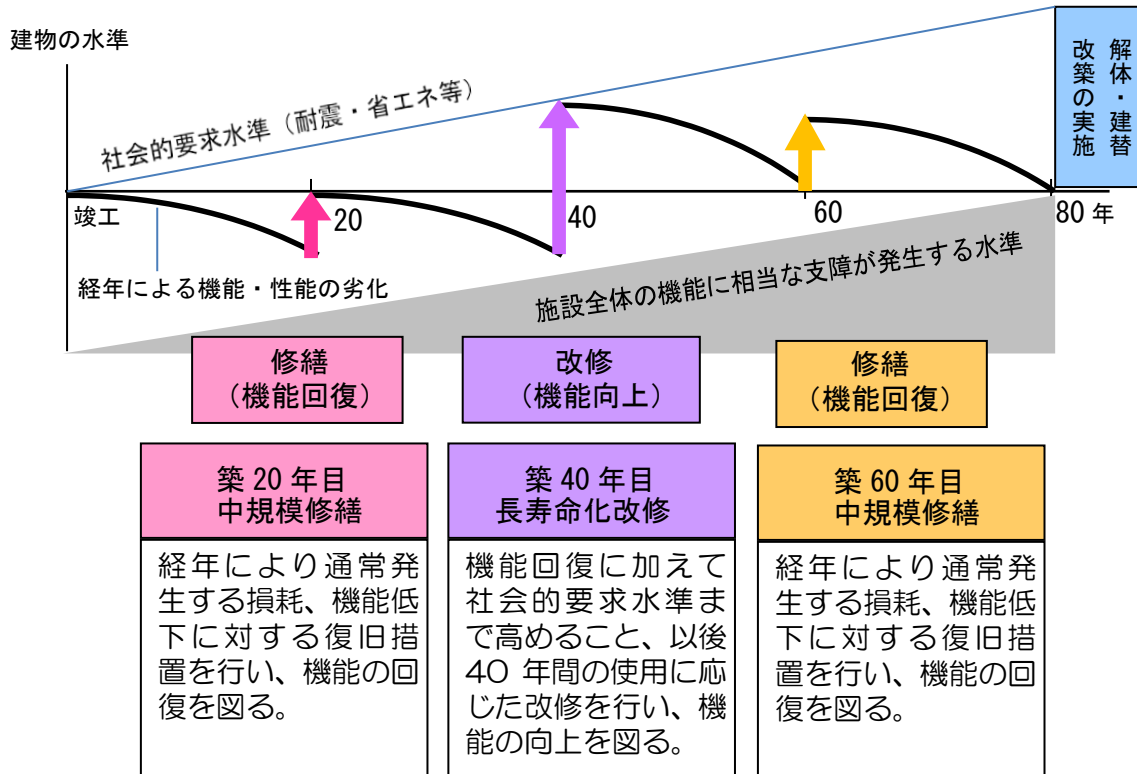
既存施設の更新に際しては、その施設のニーズを精査し、将来の負担を増やさないためにも必要な施設のみ更新をします。

構造別の目標使用年数

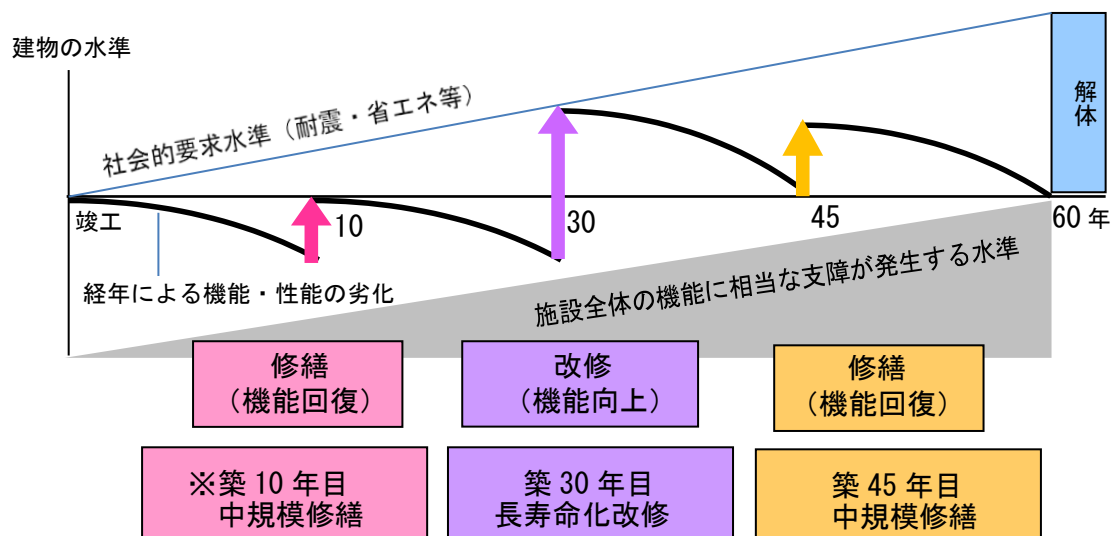
構造種別	目標使用年数
SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、PC	80年
S(鉄骨造)、CB(コンクリートブロック)	80年
LS(軽量鉄骨造)、W(木造)	60年

長寿命化にあたり建物が経年で老朽化するほか、耐震性能や省エネ性能などの社会的要求水準は年々高まるため、定期的に修繕・改修を行わなければ建物の機能に支障が生じます。そこで、目標使用年数を80年とした施設は、築40年目に建設時の水準を高める省エネ、バリアフリー、防災等を含む長寿命化改修を行うこととします。さらに部位の更新時期に合わせて20年程度の周期で中規模修繕することで建物に求められる性能を維持します。

非木造 長寿命化のイメージ (躯体の目標使用年数を80年間使用する場合)



木造 長寿命化のイメージ (躯体の目標使用年数を60年間使用する場合)



※木造は初回の修繕を早めることで長寿命化に繋がります。


2 改修・修繕の整備方針

長寿命化する施設は、以下の配慮を加えながら、各部位の整備レベルを設定した改修等を行います。

① 長寿命化において配慮すべき項目

項目	内容
可変性	将来の機能向上や用途変更に対応できるように、機械室、配管スペース、階高、設計荷重等に余裕を持たせる設計とする。
更新性	建築物を構成する部材は多く、それぞれの耐用年数も異なり、物理的、機能的劣化の速度も異なることから、改修工事の際は耐用年数があるほかの部位に影響がないよう、更新可能な構造とする。
耐久性	使用する部材は、ライフサイクルコストを考慮して耐久性の高いものを選択する。
メンテナンス性	清掃や保守点検、修繕等の維持管理業務を効率的に実施するため、足場やゴンドラの設置を可能とする。
省エネルギー、省資源	再生可能エネルギーの活用等も含め環境負荷の低減に対応した設計とする。

② 整備レベルの設定

整備の目的	A 各部の機能を最大限に向上	B 内部改修と同時に機能を向上	C 長寿命化する部位を中心に改修	D 維持補修等	
整備レベル	高  低				
部位	改修工事の内容				
外部仕上	屋根・屋上	断熱保護防水	断熱シート防水	シート防水	浮き部補修
		金属屋根葺替	カバー工法	ウレタン塗布	塗装
	外壁	外断熱化 (湿式、乾式)	外壁吹付(防水型複層材等)		浮き部補修 (クラック補修程度)
			内断熱	断熱なし	
外部開口部	サッシ交換 (複層ガラス等)	カバー工法	ガラス交換 (複層ガラス等)	シーリング打替 (開閉調整程度)	
その他外部	日射抑制装置	庇等を設置しない 手すり等鉄部塗装			
内部仕上	内部仕上げ (居室等)	内装全面改修 (木質化等)	内装部分改修 天井: 塗装 壁: 塗装 床: 張替 等	内部仕上修繕 天井: 塗装 壁: 塗装 床: 補修 等	既存のまま
	便所	内装全面改修 (ドライ化等)			既存のまま
		器具交換 (感知式等)	器具交換 (暖房洗浄型)	器具交換 (節水型等)	既存器具のまま
電気設備	受変電設備	受変電設備交換(容量の適正化)			
		自家発電設備更新			
	照明器具	幹線更新	配線類更新		
LED照明に交換 (人感センサー、照度センサー付)		LED照明に交換			
機械設備	給水排水設備	給水設備改修(給水方式変更、給水ポンプ更新)			
		雨水・中水利用	給水管交換		
	空調設備	マルチエアコン	パッケージ (GHP/EHP)	中央方式	FF式暖房機
カセット、熱交換器交換		換気扇類交換			

3 対策の優先度

第4章の考え方を基本に、各施設の対策優先度を定め、順位の高い施設から必要な措置を講じます。

表：対策優先度一覧表（集会・文化施設）

優先度	施設名	実施内容
1	市民会館	昭和44年の建設から50年以上が経過しており、耐震性能が不足しているとともに、各種設備の老朽化が著しく、現在必要とされる施設機能が不足していることから、リノベーション（大規模改修）により長寿命化を図る。
2	豊田文化センター・豊田公民館	施設機能を維持するため、定期的に点検等を実施し、劣化の有無や兆候を可能な限り確認し、計画的に修繕等を行うことで長寿命化を図る。
3	人権センター	施設機能を維持するため、定期的に点検等を実施し、劣化の有無や兆候を可能な限り確認し、計画的に修繕等を行うことで長寿命化を図る。
4	西部文化センター・西部公民館	施設機能を維持するため、定期的に点検等を実施し、劣化の有無や兆候を可能な限り確認し、計画的に修繕等を行うことで長寿命化を図る。
5	南永江地区地域交流センター	譲渡の決定がされるまでの間、施設機能を維持する。
6	中央公民館	建物の健全度が保たれており、点検等を実施し必要な修繕を行う。
7	北部公民館	建物の健全度が保たれており、点検等を実施し必要な修繕を行う。
8	豊田公民館永田地区館	建物が健全であるため、維持保全を行い、劣化を防ぐ。
9	豊田人権センター	施設機能については移転、建物は譲渡または取壊しを予定しているため、必要最低限の維持管理を行う。

4 対策費用

各個別施設計画に「中長期修繕・更新計画 内訳書」を添付し、各年度における修繕、改修、解体及び更新に要する費用について記載しています。ただし、延床面積が100㎡未満の施設については省略しています。

費用の算出については、一般財団法人建築保全センター発行の「建築物のライフサイクルコスト」に基づき、公共施設マネジメントシステムを用いて作成しています。

ライフサイクルコスト算出については、建物の棟ごとに算出基準の棟モデル（部材数量、部材単価等）に当てはめ、棟モデルに延床面積を乗じて、修繕等コストを算出しています。